

能美市共同募金委員会助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、共同募金の助成が寄付者の意志を尊重し、適正にかつ地域福祉の向上に効果を発揮するよう行われることを目的とする。

(助成の対象団体)

第2条 共同募金の助成は、能美市内において社会福祉を目的とする事業を行う次に掲げる民間施設及び福祉団体及びボランティアグループを対象とする。

- (1) 地域福祉向上に関する事業を行う民間福祉施設及び福祉団体及びボランティアグループ
- (2) 社会福祉協議会
- (3) その他、能美市共同募金委員会（以下「本会」という。）が特に必要と認めた施設及び団体

(助成の種類)

第3条 前条に規定する施設及び団体に対する配分は、経常費に対する助成とする。

(助成の方針)

第4条 共同募金の助成金は、原則として募集した年の翌年度事業の経費に充当する。

2 共同募金の助成金は、借入金の償還又は利息の補てんについては、これを対象としない。

(審査)

第5条 本会会長は、助成申請があった時は、必要に応じて調査を行い、審査会に諮ったうえで、助成の可否等について決定し、申請団体に「助成金内定通知書」を送付する。

(助成の欠格条件)

第6条 共同募金の助成は、次の各号の一に該当する施設及び団体の事業に対しては行わない。

- (1) 市が経営し、又はその責任に属するとみなされる事業
- (2) 事業開始後1年を経過しないもの。
- (3) 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定していて一般に開放されず、構成員の互助共済を主たる目的とする事業その他の社会福祉的な性格の明らかでない事業又は団体
- (4) 地域福祉を目的としていても、宗教、政治、組合等の運動の手段として行われる事業
- (5) その名称の如何にかかわらず営利を目的として行っているとみなされる事業
- (6) 当該年度において共同募金と重複する寄付金の公募を実施し、又は実施しようとする施設又は団体
- (7) 助成による効果が期待できない事業及び配分金以外の財源をもって実施することが適当と認められる事業

(助成の申請)

第7条 共同募金の助成を受けようとする者は、毎年定める日までに申請書に必要な書類を添付し、本会に申請しなければならない。

(助成の優先)

第8条 助成の決定に当たっては、助成財源、社会情勢、事業の緊急性等を勘案し、必要度の高いものを優先する。

(申請事業の変更)

第9条 第7条第1項の規定により申請をしたものが、申請後に止むを得ない事情により、申請事業を変更しなければならないときは、速やかに変更申請書を本会に提出し、承認を得なければならない。

(申請の決定)

第10条 共同募金の被助成者への助成額の決定は、石川県共同募金会から本会へ地域助成額の決定があつてから「助成金決定通知書」を交付するものとする。

(助成金の交付)

第11条 被助成者に対する助成金は、助成額決定後速やかに交付するものとする。ただし、その必要がないときは、本会が適当と認めた時期に交付する。

(助成金の経理)

第12条 被助成者は、助成金の使途経理について常に内容を明確にしておかなければならない。

(助成金の使途報告)

第13条 被助成者は、助成事業の完了後、直ちに助成金の使途を明らかにした報告書を本会に提出しなければならない。

(助成金の監査)

第14条 被助成者は、本会及び石川県共同募金会が要求したときは、助成金の使途を証する書類の提出及び使途の調査を拒み、又は妨げてはならない。

(助成の取消処分)

第15条 次の各号の一に該当するときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 運営や経営状況が極めて不良と認めたとき。
- (2) 運営や経営上不都合があると認めたとき。
- (3) 助成事業の一部を休止し、又は廃止したとき。
- (4) 助成金を受配事業以外に使用したとき。
- (5) 事業と相違した助成申請又は、助成報告を行ったとき。

(申請資格の停止)

第16条 前条各号(第3号を除く。)の理由により助成を取り消された者は、取り消された日の属する年度の次の年度から起算して3年間は助成の申請をすることができない。

附 則

この要綱は、平成24年3月16日から施行する。